

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 2 7 号	熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例	企 画 課	1
第 2 8 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職 員 課	2



議案第 27 号

熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例

熊谷市副市長定数条例（平成 18 年条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 人」を「2 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

副市長の定数を改めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 28 号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 3 項中「第 6 条」の次に「、第 6 条の 2」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（特別職の職員の退職手当に係る特例）

第 6 条の 2 次の各号に掲げる者が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職（定年による退職を除く。）し、引き続いて前条第 1 項第 2 号の職員（以下この条において「第 2 号特別職職員」という。）となった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の第 2 号特別職職員としての在職期間に通算する。

(1) 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）その者の同法の規定による引き続いた在職期間

(2) 職員以外の地方公務員で、職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）その者のこの条例に相当する規程による引き続いた在職期間

(3) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員又は職員以外の地方公務員から引き続いて一般職の職員となった者（第 3 項第 3 号において「通算職員」という。）その者のこの条例の規定による引き続いた在職期間

2 前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて第 2 号特別職職員となったときは、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、先の第 2 号特別職職員としての在職期間は、後の第 2 号特別職職員としての在職期間に通算する。

3 前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合における第2号特別職職員に対する退職手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者の最終の退職に係る第2号特別職職員（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第1項の規定により算定して得た額

(2) その者の前号の在職期間以外の第2号特別職職員としてのそれぞれの在職期間について、その者が最終の職を退職した日における当該第2号特別職職員の給料月額を基礎として、それぞれ前条第1項の規定を準用して算定して得た額の合計額

(3) その者の第2号特別職職員としての在職期間に通算された第1項各号に定める在職期間について、その者が国家公務員、職員以外の地方公務員又は通算職員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあつては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号給の額を基礎として、一般職の職員の例により算定して得た額

4 第1項又は第2項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて国家公務員又は職員以外の地方公務員となったときは、第2条第1項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。  
第9条第5項中「(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月28日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

特別職の職員の退職手当に係る特例を設けたいので、この案を提出するものであります。

